

## 東広島市農業委員会令和2年3月（第3回）総会議事録

- 1 開催日時 令和2年3月27日(金) 午前9時30分から10時25分まで
- 2 開催場所 市役所本館4階 402・403会議室
- 3 出席委員 21人

### 本議席番号順

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
1	三見昌嗣	2	小倉亜紗美	3	長原毅
4	清水寿昭	5	森原敏昭	6	岡本義則
8	脇坂俊之	9	原茂正	11	杉本源藏
12	加栗建男	13	窪田恒治	14	佐伯隆弘
15	田辺寿孝	16	黒川克輝	17	小池智慧登
18	古川国昭	19	在間千鳥	20	瀬戸則昭
22	住井正美	23	木原省五	24	立川万里子

- 4 欠席委員 3人

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
7	古本啓之	10	台川洋子	21	岡土居正弘

- 5 傍聴人 なし

- 6 議事録署名者

議長(会長) 11番 杉本源藏 13番 窪田恒治 委員

- 7 次第

- (1) 開会
- (2) 議事録署名者指名
- (3) 会期の決定
- (4) 議案

議案第12号 農業振興地域の整備に関する法律第13条第1項の規定による農業振興地域整備計画(農用地利用計画)の変更に対する意見決定について(別紙1)

議案第13号 農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について

議案第14号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第15号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第16号 東広島市農業委員会事務局規定の一部改正について

議案第17号 東広島市農業委員会規定の一部改正について

議案第 18 号 東広島市農業委員会互選規定の一部改正について

(5) 報告

報告第 8 号 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による農地転用届出の専決処分について

報告第 9 号 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出の専決処分について

報告第 10 号 法務局からの農地の転用事実に関する照会に対する回答について

(6) その他

(1) 新型コロナウイルス感染症に伴う総会体制について

(7) 閉会

8 出席者

(農（農業委員会事務局職員）

事務局長	加二谷 達 雄	
農地保全係長	定 井 芳 紀	
農地係長	法 専 信次郎	
農地係主査	津 山 隆 之	
農地係主任	和 田 麻依子	
農地保全係主任主事	菊 田 直 紀	
農地保全係主任主事	高 橋 久 雄	
生活環境部黒瀬支所地域振興課主査		浅 井 初 音
生活環境部福富支所地域振興課産業振興係長		貞 清 良 成
生活環境部豊栄支所地域振興課主査		岡 本 美由紀
生活環境部河内支所地域振興課主査		木 村 ゆかり

(農業委員会事務局以外の職員)

産業部農林水産課担い手支援係主任主事 豊 田 宏

議 長	<p>それでは、令和2年3月総会を開会いたします。</p> <p>これより議事進行をさせていただきますので、どうかよろしくお願ひいたします。</p> <p>在任委員数24人中21名の委員の方のご出席をいただいております。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づく定足数に達しておりますので、会議は成立をしております。</p> <p>次に、日程第1の議事録署名者を指名いたします。</p> <p>東広島市農業委員会会議規則第34条第2項の規定によりまして、11番の杉本委員さん、13番の窪田委員さんをお願いいたします。</p> <p>次に、日程第2の会期の決定についてお諮りをいたします。</p> <p>会期は、令和2年3月27日1日限りとしてよろしいでしょうか。</p>
	<p>&lt; 異議なし &gt;</p>
議 長	<p>それでは、会期は令和2年3月27日1日限りといたします。</p> <p>これより日程第3の議案審議に入ります。</p> <p>初めに、議案第12号「農業振興地域の整備に関する法律第13条第1項の規定による農業振興地域整備計画（農用地利用計画）の変更に対する意見決定について（別紙1）」を上程いたします。</p> <p>なお、この案件は東広島市から意見を求められているため、農林水産課より説明をお願いいたします。では、よろしくお願ひします。</p>
豊 田 主任主事	<p>それでは、議案第12号「農業振興地域の整備に関する法律第13条第1項の規定による農業振興地域整備計画（農用地利用計画）の変更に対する意見決定について」ご説明させていただきます。</p> <p>これより着席してご説明させていただきます。</p> <p>本案は、本年1月に受け付けしました農業振興地域の農用地区域からの除外申し出等に伴いまして、農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画を変更する必要性が生じたことから、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項の規定により農業委員会へご意見をお伺いするものでございます。</p> <p>今回の東広島農業振興地域整備計画の変更について、主な概要を説明させていただきます。</p> <p>議案の2ページをお開きください。</p> <p>農用地区域からの除外についてでございます。</p> <p>本案においては10件が除外の対象であり、内容としては自己住宅、社会福祉施設、太陽光発電所など面積にして約19,619㎡を除外しようとするものでございます。これらの各案件につきましましては、従前の手続に従い、庁内関係課及びJAなど関係機関と事前審査を行い、除外の可否判断を行ってきたところでございます。</p> <p>なお、各申し出地における土地改良事業の有無は、4ページをご確認ください。</p> <p>その結果、一覧表にある10件については、農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項の除外要件を満たすことから、除外を認めたいと考えております。</p> <p>続いて、5ページをお開きください。</p> <p>農用地区域への編入でございます。</p> <p>本案においては中山間地域等直接支払いに取り組むため、3件7,579㎡の編入の申し出がありました。続く1件については平成29年度に実施した農業振興地域整備計画の総合見直しに係る修正のため、市の職権によって366㎡を編入しようとするものでございます。いずれも農業振興地域の整備に関する法律第10条第3項の農振農用地とすべき要件を満たすことから、編入を認めたいと考えております。</p> <p>続いて、6ページをお開きください。</p> <p>農用地区域内における用途区分変更でございます。</p> <p>本案においては1件が用途区分変更の対象であり、内容としては農業用施設用地とするため、面積にして約75㎡の用途区分を変更しようとするものでございます。当該農地につきましましては農業振興地域の整備に関する法律施行規則第4条の2の基準に適合することから、申し入れのとおり農地から農業用施設用地への用途区分変更を行いたいと考えております。また、除外による補助金の返還等の確認状況につきましましては、7ページ及び8ページに記載し</p>

豊田主任主事	ておりますので、適宜ご確認ください。 以上で説明を終わります。ご審議のほどどうぞよろしくお願いいたします。
議長	只今、農林水産課から説明がございました。 これより質疑に入ります。 ご質問、ご意見がありましたらご発言をお願いいたします。 よろしいですか。
	< なし >
議長	それでは、ご質問がございませんので、採決に入ります。 議案第12号「農業振興地域の整備に関する法律第13条第1項の規定による農業振興地域整備計画（農用地利用計画）の変更に対する意見決定について（別紙1）」、異議のない旨、東広島市長へ回答することに賛成の方の挙手を求めます。
	< 全員挙手 >
議長	ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第12号「農業振興地域の整備に関する法律第13条第1項の規定による農業振興地域整備計画（農用地利用計画）の変更に対する意見決定について（別紙1）」は、異議のない旨、東広島市長へ回答することに決定をいたします。 農林水産課の豊田主任主事、ありがとうございます。退席をお願いいたします。
	< 豊田主任主事退席 >
議長	次に議案第13号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」を上程いたします。 事務局の説明を求めます。
和田主任	議長、事務局和田です。それでは、総会議案の2ページをご覧ください。 議案第13号について説明いたします。 今月は11件の申請がありました。内訳は6ページをご覧ください。 田29筆、26,510.85㎡、畑8筆、2,633㎡、合計37筆、29,143.85㎡です。 内容については座って説明させていただきます。 それでは、25-1について説明します。 ●●の南東700mのところで、耕作者へ売買のため所有権を移転するものです。受人には3人の労働力があり、必要な農機具も保有されています。 続いて、26-2について説明します。 ●●の北東1,500mのところで、新規就農のため所有権を移転するものです。受人は●●歳の方で、地域の農事組合法人に勤務し水稻の作付作業等に従事しておられます。このたび、相続により取得した農地について遠方のため管理ができなくなった渡人より住宅及び倉庫等も含めて譲渡したいとの話を受け、近隣に居住しており、今後の営農意欲もあることから、申請地を取得しようとするものです。なお、申請地の5筆は利用権により農事組合法人に賃借していますが、受人は法人構成員であり、その従事状況から利用権が終了した後に常時従事できると認められることから、貸付地についても耕作面積に合算しています。受人には2人の労働力があり、必要な農機具も保有されています。 続いて、27-3について説明します。 ●●の南西700mのところで、親子間の贈与により所有権を移転するものです。受人には2人の労働力があり、必要な農機具も保有されています。 続いて、28-4について説明します。 ●●に近接するところで、経営規模拡大のため所有権を移転するものです。受人が耕作に従事し、必要な農機具も保有されています。 続いて、29-5について説明します。 ●●の北東1,800mのところで、自宅隣で耕作便利のため所有権を移転するものです。受人には2人の労働力があり、必要な農機具も保有されています。 続いて、30-6について説明します。 ●●の北西200mのところで、経営地隣で耕作便利のため所有権を移転するものです。受

和田主任	<p>人には3人の労働力があり、必要な農機具も保有されています。</p> <p>続いて、31-7について説明します。</p> <p>●●の南1,000mのところ、経営規模拡大のため所有権を移転するものです。受人は、3名で構成する農地所有適格法人であり、必要な農機具も保有されています。</p> <p>続いて、32-8について説明します。</p> <p>●●の西1,300mのところ、経営地隣で耕作便利のため所有権を移転するものです。受人には2人の労働力があり、必要な農機具も保有されています。</p> <p>続いて、33-9について説明します。</p> <p>●●の西300mのところ、経営規模拡大のため所有権を移転するものです。受人は●●に居住しており、これまで家庭菜園をしていましたが、農業に関心があり、適地を探していたところ売却地であった申請地を紹介され、自宅からの交通の利便性もよいことから、本申請地で農業の規模拡大を図るものです。主に梅、ユズなどの果樹を作付し、その他サツマイモを栽培する予定です。受人には3人の労働力があり、必要な農機具も保有されています。なお、耕作面積290㎡は府中町の耕作面積であり、今回の申請を合わせると3,404㎡となり、東広島市の下限面積を満たします。</p> <p>続いて、34-10について説明します。</p> <p>●●の西南西1,200mのところ、兄弟間の贈与により所有権を移転するものです。受人には3人の労働力があり、必要な農機具も保有されています。</p> <p>続いて、35-11について説明します。</p> <p>●●の西1,000mのところ、経営規模拡大のため所有権を移転するものです。受人には2人の労働力があり、必要な農機具も保有されています。</p> <p>以上、11件の申請につきましては、周辺地域における効率的、総合的な利用の確保に支障を生じるおそれがないと判断しております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議 長	<p>只今、事務局から説明がございました。</p> <p>担当地区の委員さんより必要があれば補足説明をお願いしたいと思います。</p>
	<p>&lt; なし &gt;</p>
議 長	<p>それでは、ないようでございますので、質疑に入ります。</p> <p>ご意見、ご質問がありましたらご発言をお願いしたいと思います。</p>
	<p>&lt; なし &gt;</p>
議 長	<p>ないようでございますので、採決に入ります。</p> <p>議案第13号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」、許可することに賛成の方の挙手を求めます。</p>
	<p>&lt; 全員挙手 &gt;</p>
議 長	<p>ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第13号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」は、許可することに決定をいたします。</p> <p>次に、議案第14号「農地法第4条の規定による許可申請について」を上程いたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
法 専 農 地 係 長	<p>議長、事務局法専です。議案の7ページをご覧ください。</p> <p>議案第14号でございます。</p> <p>今月は2件の申請がありました。内訳は8ページをご覧ください。</p> <p>田1筆、467㎡、畑1筆、62㎡、合計2筆、529㎡です。</p> <p>内容につきましては、着席にて説明申し上げます。</p> <p>それでは、申請番号6-1でございます。</p> <p>墓地への転用事案です。申請者は●●に居住しています。現在、墓地が山の中にあり、墓参りが困難であることから、このたび実家近くの申請地に移設するため転用しようとするものです。申請地は、●●の北北西400mに位置する第2種農地です。なお、墓地埋葬等に関する法律による申請につきましては、担当部局に提出されております。</p> <p>続きまして、7-2でございます。</p> <p>資材置場及び駐車場への転用事案です。申請者は●●に居住し、●●でプラスチック製品の加工業を営んでいます。近年の受注製品の大型化に伴いまして、大型車両での出荷と製品</p>

法 専 農 地 係 長	<p>の一時仮置きが必要になったことから、このたび事業所に近く大型車の出入りと交通の便のよい申請地に資材置場と駐車場を整備するため転用しようとするものです。申請地は、●●の南南西750mに位置する集団農地内の第1種農地です。本件は、農地法施行規則第33条第4号周辺地域において居住する者の日常生活上必要な施設で集落に接続して設置されるものとして、第1種農地の不許可の例外に該当します。</p> <p>以上の2件につきましては、事業規模から見て適切な面積であり、周辺の営農条件に支障を生じるおそれがないと認められることから、上程いたしました。</p> <p>また、議案番号7-2につきましては、農業委員会ネットワーク機構に意見聴取後、異議がなければ許可とし、その他1件は意見聴取の対象外であることから許可してよいか、あわせてご審議をお願いいたします。</p>
議 長	<p>只今、事務局から説明がございました。</p> <p>担当の委員さんから必要があれば補足説明をお願いします。</p> <p>&lt; なし &gt;</p>
議 長	<p>それでは、これから質疑に入ります。</p> <p>ご質問、ご意見がありましたらご発言をお願いいたします。</p> <p>ございませんか。</p> <p>&lt; なし &gt;</p>
議 長	<p>それでは、ないようでございますので、採決に入ります。</p> <p>議案第14号「農地法第4条の規定による許可申請について」のうち、8ページの7-2については、許可意見を付して、広島県農業委員会ネットワーク機構に意見聴取の上、意見聴取の回答が許可されることに異議ありませんということであれば許可することに、また意見聴取の対象外については許可することに賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>&lt; 全員挙手 &gt;</p>
議 長	<p>ありがとうございました。全員賛成ですので、議案第14号「農地法第4条の規定による許可申請について」のうち、8ページの7-2については、許可意見を付して、広島県農業委員会ネットワーク機構に意見聴取の上、意見聴取の回答が許可することに異議ありませんということであれば許可することに、また意見聴取の対象外については許可することに決定をいたします。</p> <p>次に、議案第15号「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程いたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
津 山 主 査	<p>議長、事務局津山です。それでは、総会議案の9ページをご覧ください。</p> <p>議案第15号について説明します。</p> <p>今月は14件の申請がありました。内訳につきましては、総会議案の13ページをご覧ください。</p> <p>田23筆、12,516.43㎡、畑3筆、1,373.00㎡、合計26筆、13,889.43㎡です。</p> <p>内容については、座って説明させていただきます。</p> <p>60-1について説明します。</p> <p>宅地拡張（庭敷）への転用事案です。受人は●●に居住しています。このたび、自宅裏の申請地を庭敷として転用しようとするものです。申請地は、●●の北東420mに位置する第3種農地です。</p> <p>続いて、61-2について説明します。</p> <p>一般住宅及び駐車場への転用事案です。受人は●●に居住されています。現在、譲渡人である父と同居されていますが、受人には所帯もあり手狭となったことから、実家に近い本申請地に住宅を建築するため転用しようとするものです。申請地は、●●の南西1,200mに位置する集団農地内の第1種農地です。本件は、農地法施行規則第33条第4号住宅その他申請に係る土地の周辺地域において居住する者の日常生活上または業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものとして、第1種農地の不許可の例外に該当します。なお、建築許可の申請については、担当部局に提出されております。</p> <p>続いて、62-3について説明します。</p> <p>太陽光発電設備への転用事案です。受人は●●に本店を置き、売電事業を営む会社です。このたび売電を目的とした太陽光発電設備を設置するため、本申請地を転用しようとするも</p>

津山主査	<p>のです。申請地は、●●の北西670mに位置する第2種農地です。</p> <p>続いて、63-4から66-7は同一案件ですので、一括して説明します。</p> <p>建売住宅及び駐車場への転用事案です。受人は●●に本店を置き、不動産業を営む会社です。このたび、本申請地に建売住宅22棟を建築、販売するため転用しようとするものです。申請地は、●●の北西1,300mに位置する第2種農地です。なお、開発許可の申請については、担当部局に提出されております。</p> <p>続いて、67-8と68-9は同一案件ですので、一括して説明します。</p> <p>資材置場への一時転用事案です。受人は●●に本店を置き、建設業を営む会社です。このたび公共下水道の管理設工事に伴い、資材及び掘削による土砂等の仮置場として使用するため、本申請地を令和2年6月15日まで一時転用しようとするもので、その後は果樹園として利用する計画です。現場付近は道路幅員が狭く、資材や碎石等の積みかえ作業が可能な十分な広さの土地がなく、本申請地をやむなく選定するものです。申請地は、●●の南東520mに位置し、●●地区として平成9年度から平成14年度にかけて実施された県営圃場整備事業により整備された農振農用地区域内の第1種農地です。本件は、農地法施行令第11条第1項第1号柱書、仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行うものであって、農振法の規定により定められた農振整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められるものとして、第1種農地の不許可の例外に該当します。なお、申請地を既に使用していたことから始末書を徴取し、農地法の手続について指導しています。</p> <p>続いて、69-10について説明します。</p> <p>太陽光発電設備への転用事案です。受人は●●に本店を置き、売電事業を営む会社です。このたび売電を目的とした太陽光発電設備を設置するため、本申請地を転用しようとするものです。申請地は、●●の北西1,500mに位置する第2種農地です。</p> <p>続いて、70-11と71-12は同一案件ですので、一括して説明します。</p> <p>太陽光発電設備への転用事案です。受人は●●に本店を置き、売電事業を営む会社です。このたび売電を目的とした太陽光発電設備を設置するため本申請地を転用しようとするものです。申請地は、●●の北西1,500mに位置する第2種農地です。なお、申請地は法面形成による形状不整形のため、有効活用面積が小さくなっています。</p> <p>続いて、72-13について説明します。</p> <p>太陽光発電設備への転用事案です。受人は●●に本店を置き、売電事業を営む会社です。このたび売電を目的とした太陽光発電設備を設置するため、本申請地を転用しようとするものです。申請地は、●●の北西1,500mに位置する第2種農地です。</p> <p>続いて、73-14について説明します。</p> <p>太陽光発電設備への転用事案です。受人は●●に本店を置き、売電事業を営む会社です。このたび売電を目的とした太陽光発電設備を設置するため、本申請地を転用しようとするものです。申請地は、●●の南東380mに位置する第2種農地です。</p> <p>以上、説明しました14件について、いずれも事業規模から見て適切な面積であり、周辺の営農条件に支障を生じるおそれがないと認められることから、許可要件を満たしていると考えます。上程議案中、番号61-2、63-4から68-9については、農業委員会ネットワーク機構に意見聴取後、異議がなければ許可とし、それ以外は意見聴取の対象外であることから許可してよいか、あわせてご審議をお願いします。</p>
議 長	<p>只今、事務局から説明がございました。</p> <p>担当の委員さんのほうから必要があれば補足説明をお願いしたいと思いますが、ございますか。</p> <p>&lt; なし &gt;</p>
議 長	<p>それでは、質疑に入りきます。</p> <p>ご質問、ご意見がありましたらご発言をお願いいたします。</p> <p>&lt; なし &gt;</p>
議 長	<p>ないようでございますので、採決に入ります。</p> <p>議案第15号「農地法第5条の規定による許可申請について」のうち、61-2、63-4から68-9については、許可意見を付して、広島県農業委員会ネットワーク機構に意見聴取の上、意見聴取の回答が許可されることに異議ありませんということであれば許可すること</p>

議 長	に、また意見聴取の対象外については許可することに賛成の方の挙手を求めます。
	< 全員挙手 >
議 長	<p>ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第15号「農地法第5条の規定による許可申請について」のうち、61-2、63-4から68-9については、許可意見を付して、広島県農業委員会ネットワーク機構に意見聴取の上、意見聴取の回答が許可されることに異議ありませんということであれば許可することに、また意見聴取の対象外については、当委員会で許可することに決定をいたします。</p> <p>次に、議案第16号「東広島市農業委員会事務局規程の一部改正について」を上程いたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
定井農地 保全係長	<p>議長、事務局定井です。それでは、議案第16号について説明いたします。</p> <p>説明の前に1点訂正がございます。議案と一緒に送付をしております議案資料第16号関係新旧対照表でございます。この新旧対照表に字句の誤りがございましたので、訂正をお願いいたします。</p> <p>新旧対照表議案第16号関係の2ページをご覧ください。</p> <p>新旧の旧、右側の旧の欄でございますけれども、上から10行目になりますけれども括弧書きで事務の決済とあります。この決済の済ですけれども、済みという字ではなくて裁判所の裁という字になりますので、訂正しておわびいたします。申しわけございませんでした。</p> <p>それでは、説明は座ってさせていただきます。</p> <p>議案は14ページからになります。</p> <p>本議案は、東広島市農業委員会事務局規程の一部を改正しようとするものでございます。この事務局規程でございますけれども、これは農業委員会の事務を処理するため、事務局の組織や事務分掌その他必要な事項を定めたものでございます。</p> <p>今回の一部改正の理由でございますけれども、本市の文書審査を行う担当部署からこの本規程につきまして法制執務の基準に沿った文言の整理が必要であるとの指摘を受けまして、担当部署、これは総務課でございますけれども、から助言を受けながら文言の整理を行いまして、総務課の審査も通りましたので、今回一部改正として議案を上程するものでございます。</p> <p>改正の内容ですけれども、先程訂正をお願いいたしました新旧対照表のとおりで、現行の規程の文言整理を行うものでございまして、特に内容の変更を行うものではございません。そして、本日配付をさせていただきました資料の1-1、これが改正後の本文となります。</p> <p>本日ご承認いただきましたら、施行はこの令和2年4月1日からの施行を予定しております。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
議 長	<p>ありがとうございます。</p> <p>只今、事務局から説明がございました。</p> <p>質疑に入ります。</p> <p>ご質問、ご意見がありましたらご発言をお願いいたしますと思います。</p>
	< なし >
議 長	<p>ご質問がないようでございますので、採決に入ります。</p> <p>議案第16号「東広島市農業委員会事務局規程の一部改正について」、原案に賛成の方の挙手を求めます。</p>
	< 全員挙手 >
議 長	<p>ありがとうございました。全員賛成ですので、議案第16号「東広島市農業委員会事務局規程の一部改正について」、原案のとおり一部改正することに決定をいたします。</p> <p>次に、議案第17号「東広島市農業委員会規程の一部改正について」を上程いたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>

定井農地 保全係長	<p>議長、事務局定井です。それでは、引き続き議案第17号「東広島市農業委員会規程の一部改正について」でございます。</p> <p>本議案は、東広島市農業委員会規程の一部を改正するものでございます。この規程の趣旨ですが委員会の円滑な運営を図るため、法令に定めるもののほか、必要な事項を定めたものでございます。</p> <p>座って説明をさせていただきます。</p> <p>一部改正の理由でございますけれども、先程の議案第16号と同様、法制執務の基準に沿った文言の整理を行おうとするものでございまして、内容の変更を行うものではございません。</p> <p>詳細、内容につきましては、新旧対照表議案第17号関係をご覧くださいければと思います。改正後の本文が、本日お配りいたしました資料の1-2となります。</p> <p>施行につきましては、議案第16号と同様、令和2年4月1日を予定しております。説明は以上でございます。</p>
議長	<p>只今、事務局から説明がございました。</p> <p>ご質問等がありましたらお願いいたします。</p> <p>ございませんか。</p>
	< なし >
議長	<p>ないようでございますので、採決に入ります。</p> <p>議案第17号「東広島市農業委員会規程の一部改正について」、原案に賛成の方の挙手を求めます。</p>
	< 全員挙手 >
議長	<p>ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第18号「東広島市農業委員会互選規程の一部改正について」は、原案のとおり一部改正することに決定をいたします。</p> <p>続きまして、日程第4の報告に入ります。</p> <p>報告第8号から報告第10号について、事務局より説明を求めます。</p>
法専 農地係長	<p>議長、事務局法専です。報告第8号から報告第10号までを一括して説明申し上げます。</p> <p>本件は、東広島市農業委員会規程に基づいて専決処分したものです。</p> <p>内容は、着席にて説明申し上げます。</p> <p>その他報告事項1ページから5ページをご覧ください。</p> <p>市街化区域内の農地転用届け出に関するもので、届け出により許可不要となるものです。</p> <p>1ページから2ページは、農地法第4条第1項第8号の規定による届け出を2件、3ページから5ページは農地法第5条第1項第7号による届け出を10件受理いたしました。</p> <p>続いて、6ページから14ページをご覧ください。</p> <p>法務局からの農地の転用事実に関する照会に関するもので、地区担当委員さんとの現地調査の結果、24件、計54筆のうち、7ページ、32-1の案件におきまして2筆のうち1筆を非農地、1筆を農地と回答し、9ページ、42-11の案件におきまして2筆のうち1筆を農地、1筆を一部非農地と回答し、その他22件、50筆につきましては全て非農地と回答いたしました。</p> <p>報告事項は以上でございます。</p>
議長	<p>それでは次に、日程第5のその他に入ります。</p> <p>委員の皆さんから何かございますか。</p>
	< なし >
議長	事務局から何かありますか。

加 二 谷 事 務 局 長	<p>事務局加二谷です。</p> <p>私のほうから2点ほど説明と対応状況などの報告をさせていただきます。</p> <p>まず1点目は新型コロナウイルス感染症に伴う総会体制です。総会前に日程第5その他でお話しさせていただきますということにしておりましたので、その内容について簡単に説明させていただきます。</p> <p>資料2でございます。よろしいでしょうか。</p> <p>これは3月2日に全国農業会議所から発せられた書類でありまして、広島県農業会議のほうから本局のほうへ通知があったものでございます。</p> <p>内容につきましては、総会の開催のやり方ということで、新型コロナウイルスの感染が拡大をしている中で、先程会長の挨拶の中にもありましたが、総会については委員の皆様が参集して行うことが原則、法律で決まっております。その内容を(1)で説明しておりまして、感染拡大の中でどういうふうに対応していくかということで(2)から(5)まで、方向性、考え方を示されたものであります。本局としては今後そういう状況が起きた場合には、総会の開催については現在おられる委員24名のうち過半出席が総会成立ということになりますので何とか過半を確保するという(3)の対応でいこうと思っております。この過半はどういうふうを選ぶのかというのは各町単位とか、委員さんの体調の状況とかそこらを加味させていただいて、出席していただく委員の選定をしていただくということで対応していきたいと思っております。今後の動向がどうなるか分かりませんが、ご承知おきくださればと思います。</p> <p>次に1枚めくっていただいて、これは広島県のほうから指示されたもので、広島県も国のほうから通知されたものを市の農業委員会のほうへ通知したものでございます。2ページ以降のところに書いてありますが、農業委員の皆さんは農業法人の代表や役員という役職を持たれた方もおられますので、そういう団体について、要は感染の防止を心がけてくださいねということが書かれているものでございます。今後の対応について考えていただくということの資料提供ということにさせていただきます。</p> <p>次に2点目でございます。</p> <p>2月総会で別段面積30aに据え置くということにさせていただいておりますが、検討していく中で市街化区域を含めた他の地域の別段面積ももう少し検討していく必要があるのではないかとすることがあり、前回の総会の中でも農業振興委員会のほうで検討していただくということでご報告させていただいております。一応現職委員が5月までということになりますので、次の4月総会のあたりに農業振興委員会を開催していただいて検討をお願いしたいと考えております。</p> <p>説明等は以上でございます。</p>
	<p>&lt; なし &gt;</p>
議 長	<p>先程事務局から説明がありましたが、市街化区域の市街化区域を含む他の地域の別段面積の検討につきましては引き続きお願いをしたいところでございます。したがいまして、次回の4月総会終了後、農業振興委員会の皆様にはご出席をいただいて、協議、ご検討をお願いしたいというふうに思います。開催の案内につきましては、また後日正式にご案内をさせていただきますので、よろしくお願いたします。</p> <p>その他ありませんでしょうか。</p>
	<p>&lt; なし &gt;</p>
議 長	<p>では、次回、4月の総会について、森原会長職務代理者のほうから説明をお願いいたします。</p>
森原会長 職務代理者	<p>それでは、次回4月総会は4月30日木曜日、午前9時30分から本庁4階402号室、403号室会議室において予定どおり行いますので、ご出席のほどよろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>皆様方には長時間にわたりましてご審議、本当にありがとうございました。</p> <p>以上で3月の総会を閉会させていただきます。</p>

議事録署名者 議長

---

議事録署名者 委員

---

議事録署名者 委員

---

議長(会長) 11番 杉本源藏 委員 13番 窪田恒治 委員